

埼玉県地域生活支援事業費等補助金交付要綱

(通 則)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第94条第2項に基づく県補助金については予算の範囲内において交付するものとし、法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 法に基づき、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施すること等により、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助の対象となる事業は、「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」（平成21年8月25日厚生労働省発障第0825第1号。以下「国要綱」という。）の4の（1）に定める事業のうち、市町村が行う事業及び社会福祉法人等が行う事業に対して市町村が補助（以下「間接補助」という。）する事業とする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された種目ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

1 国要綱の4の（1）の①及び②の事業

国要綱の5の（1）の①及び②により算出するものとする。ただし「都道府県及び市町村」及び「都道府県又は市町村」は、「市町村」と読み替え算出する。

2 国要綱別表第2欄「地域生活支援事業」及び「地域生活支援促進事業」に係る第3欄の「厚生労働大臣」は、「知事」と、第5欄の「50/100」は「25/100」、「1/2」は「1/4」と読み替える。

(補助金の概算払)

第5条 知事は、必要があると認める場合においては、概算払をすることができる。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 1 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 2 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- 3 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 4 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、

又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

5 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

6 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

7 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式1により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

8 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間（事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間。以下同じ。）保管しておかなければならない。

9 市町村は、県から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

10 市町村は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 1から7までに掲げる条件。

1、2、3、4、5及び7の規定中「知事」とあるのは「市町村長」と、「県」とあるのは「市町村」と、「別紙様式1」とあるのは、「別紙様式1に準じた様式」と、4中「50万円」とあるのは「30万円」と、「知事の承認」とあるのは「市町村長の承認」と、読み替えるものとする。

イ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を間接補助事業等完了後5年間保管しておかなければならない。

11 10により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

12 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（申請手続）

第7条 市町村長は、別紙様式2による申請書に關係書類を添えて知事が定める日までに知事に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、知事が定める日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

第9条 知事は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(実績報告)

第10条 市町村長は、別紙様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて知事が定める日までに知事に提出して行うものとする。

(補助金の額の確定の通知)

第11条 知事は、市町村長から事業実績報告があったときは、市町村長に対して速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金の返還)

第12条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(その他)

第13条 特別の事情により第7条、第8条及び第10条に定める手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年1月7日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月2日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年9月29日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年10月5日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年10月28日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年12月11日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月7日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月7日から施行し、令和2年12月25日から適用する。